

社会福祉法人健友会

＊指定短期入所生活介護

＊指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイみなみかぜ運営規程

ショートステイみなみかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友会（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所『ショートステイみなみかぜ』（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態（介護予防に当っては要支援状態）にある高齢者に対し、指定適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の居住サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ショートステイみなみかぜ
- ② 所在地 川越市大字吉田 204 番地 2 （特別養護老人ホーム みなみかぜ）
- ③ 定 員 併設型 多床室 4 名 従来型個室 6 名
空床型 特別養護老人ホーム 80 名以内

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は併設型・空床型のため特養に準じ、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（非常勤）以上
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人（常勤・兼務）以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、利用者の処遇に関すること、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 4人（常勤・兼務）以上
看護職員は、利用者のサービス利用中の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 5人（常勤・非常勤）以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1人（常勤・特養栄養士を兼務）
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人（非常勤・兼務）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

2 その他、次の号に定める内容とする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 従事者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

- 3 その他の費用として、事業所は次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする

一 滞在費

利用者の1日あたりの滞在費を次の通りとする。

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	430円	430円	940円
従来型個室	320円	480円	880円	1,290円

(特別室)

	条件	1日あたりの自己負担
特別室料(1人部屋)	1人部屋 (232-3・240-1号室除く)	従来型個室料金に+250円
特別室料(2人部屋)	2人部屋(206号室除く)	多床室料金に+200円

二 送迎に要する費用 介護保険の認定証に記載された金額

三 食材料費

利用者の1日あたりの自己負担額を次の通りとする。

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
自己負担額	300円	600円	1,000円	1,300円	1,590円

*パン、おやつ又は乳製品など特別な食事を提供する場合には、特別の食費として、別途差額の支払いを受ける。

四 理美容代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して他の従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は事業所を中心に半径4km圏の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他、管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的実施する。
 - 四 虐待防止に関する前3号を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

② 継続研修 年 1 回以上

2 秘密の保持

一 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

8 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、事業者と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。